

報道関係 各位

田辺市教育委員会
給食管理室長 福田 琢也

学校給食用物資の納入業者追加登録受付について

市立城山台学校給食センターの学校給食用物資の納入業者登録の受付を下記のとおり行いますので、報道方よろしくお願いたします。

記

申請用紙等の交付・受付期間：

平成 29 年 12 月 1 日（金）～12 月 20 日（水）

午前 9 時から午後 4 時 30 分（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

申請用紙等の交付・受付場所：

市立城山台学校給食センター（田辺市城山台 3-1 ☎ 0739-24-1406）

その他：

詳しくは別紙をご参照ください。

■連絡先
城山台学校給食センター
担当 南田
TEL：24-1406
FAX：24-1407

学校給食用物資の納入業者追加登録受付について

市立城山台学校給食センターへの学校給食用物資の納入について、見積り合わせ等を依頼する登録業者を募集しますので、希望される方はお申し込みください。

※既に納入業者登録をされている方は登録の必要はありませんが、納入物資の希望種目の追加又は変更を希望される方は、別に変更届を提出してください。

■ 登録の有効期間

平成30年4月から平成31年3月

■ 申請資格

1. 国税及び市区町村税を完納していること。
2. 営業許可や開業届等を必要とするものについては、当該許可等を有する方であること。
3. 申請年の申請日を基準として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる方であること。（組織変更、合併等の事情により同様と認められる方も含む。）
4. 田辺市内に本店又は支店・営業所等があること。支店・営業所等で登録する場合は、申請年の申請日を基準として、田辺市内に支店・営業所等を設立・開設してから1年以上経過していること。
5. その他、詳細については下記へお問い合わせください。

■ 登録資格審査基準

納入業者は次の各基準により登録資格審査を行います。（指定物資は除く。）

- ① 市内に営業所等を有し、納税義務が履行されていること。
- ② 学校給食を理解し、品質がよく衛生的・安全で良心的価格で製品が納入できること。指定した期日・時間・場所に指示した内容の製品が納入できること。
- ③ 常時営業が行われ、営業経歴及び営業状態が良好であること。（2年以上その営業が継続され、工場・店舗等固定した営業施設を有していること。）
- ④ 食品に関する法律及び諸規定が遵守され、かつ、営業管轄地の保健所の食品衛生監視票による点数が基準点以上であること。
- ⑤ 事業主・従業員の健康管理（検便・健康診断等）が十分に行われていること。（営業所等への立入検査を行うことがあります。）

■ 納入物資

肉・青果物・魚介・冷凍食品・調味料・乾物・精米ほか

■ 申請用紙等の交付・受付期間

平成29年12月1日（金）～12月20日（水）

午前9時から午後4時30分（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

■ 申請用紙等の交付・受付場所

市立城山台学校給食センター（田辺市城山台3-1 ☎ 0739-24-1406）